

近況・「実はSDGs」

弁護士 白石 加代子

運動不足を少しでも解消しようと、事務所のエレベーターを使わずに4階まで階段をのぼることを心がけています。「荷物が重いから。」「ちょうどエレベーターがきているから。」などと理由をつけてエレベーターを利用することもあります。ジムに行くよりお手軽で、軽く息切れするほどの達成感も味わえるので、今のところ継続できています。階段利用は節電につながり、健康と環境を守るSDGsであると気づき、SDGsを身近に感じました。

「最近思うこと」

弁護士 白根 心平

昨年11月、自民党は皇位継承策などを検討するため、麻生氏をトップとする新たな組織の初会合を開いたようです。一般に皇位継承は男系男子によるとされていますが、その端緒はどこにあるのかと最近気になりました。

古代日本社会は、男系で「家」を繋いでいくというよりも男系・女系問わない双系的社会が形成されていたようです。

奈良時代の元明・元正の両天皇は母娘の関係にあり、元正の父は天皇ではありません。その意味では元正は女系女子です。転換期は藤原不比等の政治にあるようですが、日本古代史には未解明の部分が多くあると感じました。

主な取扱業務



遺産相続・離婚・財産管理等の家事事件

遺産相続・離婚・婚姻費用・DVや不貞の慰謝料・高齢者の財産管理



交通事故・医療過誤等の賠償事件

交通事故・医療過誤事件・学校やスポーツなどにおける事故の損害賠償



労働関係

労働災害・解雇・その他の労働問題・未払い残業代



債務整理

任意整理・自己破産・個人再生・過払い金、会社の民事再生や破産による整理



不動産

不動産売買・賃貸・登記・境界紛争



会社・法人関係

会社関係・法人の顧問弁護士

業務案内

業務時間

祝日を除く月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

相談の予約

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話ください。

法テラスによる法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は1月9日(火)から行います。

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
E-mail keyaki-lo@mue.biglobe.ne.jp
http://www.keyakisougou-law.jp

新年明けましておめでとうございます

弁護士法人 けやき総合法律事務所
弁護士 南雲 芳夫
同 白石 加代子
同 白根 心平
ほか事務局 一同



①十勝岳



③剱岳



②大雪山・武華山

日本の山・三態

日本の山は、季節によってまったく別の顔を見せる。

- ①は4月初め、激しく噴煙をあげる十勝岳。麓の自炊温泉宿からスキー登山に。雪とガスが続いたが、3日目には天候が回復し、山頂に立ちスキーで一気に滑降した。
- ②は7月中旬の大雪山・武華山。天候は曇りがちだったが、チングルマなどの高山植物が風に揺れる中、楽しい稜線歩きとなった。
- ③は9月中旬の剱岳。テントを担いで急峻な尾根を詰める。山頂からは眼下に岩稜(八峰)を見下ろし、遠景に白馬岳から唐松岳・五竜岳の峰々を望んだ。

「原発事故は国の責任です」最高裁・第2ラウンドの闘い

弁護士 南雲 芳夫

最高裁は、2022年6月、福島原発事故「生業訴訟」の判決で、「津波対策を取る必要があったか」という争点をスルーして、「仮に対策を取っても事故が避けられなかった可能性がある」という理由で、地裁・高裁が認めた国の責任を一転否定しました。その後、政府は原発積極推進政策に舵を切りました。ドイツでは、事故を契機に脱原発を決定し、昨年すべての原発の稼働を終えたのと対照的です。

他方で、最高裁判決においても、三浦裁判官（検察官出身）は国の責任を認める説得的な反対意見を述べました。また直後の株主代表訴訟・東京地裁判決では、同様の争点をめぐり東電元役員に対し13兆円の損害賠償が命じられました。最高裁判決後の2件の高裁判決は、いずれも、最高裁が判断をスルーした「津波対策の必要性」を認めるものでした（賠償責任は最高裁に追従して否定）。

12月から3月にかけて更に5件の高裁判決があり、これらが最高裁（第3小法廷）でまとめて審理される見込みです（審理をするのは先の判決を下したのとは別の裁判官5名です）。

全国の原告団は、事故の責任を明らかにし、その教訓を残し、二度と悲惨な原発事故による被害を起こさないようにするという決意で、個別訴訟の枠を超えて「原発事故は国の責任です」という共同署名に取り組むこととしています。

たびたびのお願いで恐縮ですが、署名用紙を同封させて頂きましたので、ご協力をお願い致します。

MMK（旧三菱マテリアル建材）の アスベスト工場裁判に勝訴

弁護士 白石 加代子

被災者Xさんは、MMKの前身である三好石綿工業の大阪工場内にて粗紡係として石綿製造作業に従事し、その後肺がんで亡くなりました。三好石綿工業は、大阪府泉南地域において大正8年から長期間にわたり石綿紡織品を生産する地元最大手の石綿製品製造業者として操業していたにもかかわらず、アスベスト被害を防止するための局所排気装置の設置を怠りました。

Xさんの遺族らは、2022年6月にMMKを被告としてさいたま地方裁判所に提訴しました。6回にわたる裁判において、埼玉アスベスト弁護団がMMKの責任を主張した結果、2023年9月に約2800万円の賠償金を認める判決が出ました。

MMKは控訴せずに判決が確定しました。その後、謝罪の文言を含めた合意書をMMKと取り交わし、賠償金を回収することができました。

MMK（旧三好石綿工業）の工場労働者に対し責任を認めた判決は全国で初めてになります。MMKは建設アスベスト訴訟では建設職人に対し責任が認められたメーカーですが、今回の判決では建設職人だけでなくMMKの工場労働者のアスベスト被害者達についても救済の可能性を広げることができました。



大阪泉南地域は三好石綿などの石綿産業の集積地。泉南アスベスト国家賠償訴訟の勝訴を記念して「泉南石綿の碑」が建てられた（南雲）

相続に関わる新しい制度

弁護士 白根 心平

私たちの生活に身近な相続等まつわる新たな法制度をご紹介します。

相続登記がなされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加しています。周辺環境悪化や公共工事の阻害などが社会問題になっています。この問題の解決のために2021（令和3）年に法律が改正され、これまで任意であった相続登記が義務化されることとなりました。

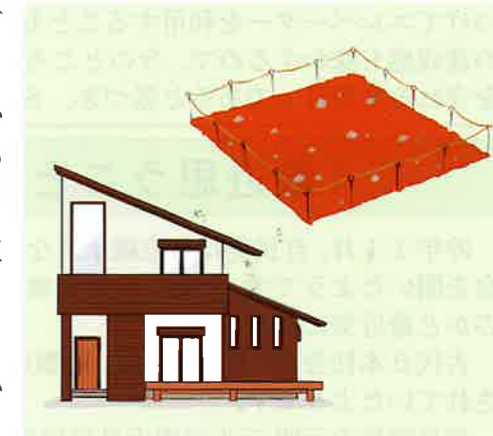
「相続登記の義務化」は、2024（令和6）年4月1日から始まります。

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になります。遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。

また、所有者が不明という点では、次の制度も2023（令和5）年4月1日以降に発生した相続から適用があります。不動産を共有している状態で、他の共有者やその所在を知ることができない場合にはその持ち分の取得を請求することができるというものです。これまで、共有者の所在等が分からず利用・処分に困難を生じていた不動産の活用を促す制度です。

ここで紹介した制度は近時の相続にまつわる法改正ですが、これ以外にも専門家を活用することによって、適切に相続を進めることが可能となります。

まずは、お気軽にご相談ください。



自筆証書遺言書保管制度の落とし穴

弁護士 白石 加代子

2020（令和2）年7月10日から、法務局において自筆で作成した遺言書を保管することができる自筆証書遺言書保管制度が始まりました。遺言書の原本とデータを法務局が保管するため、改ざんや紛失の恐れがないこと、遺言書1件につき手数料が3900円と比較的安いこと、家庭裁判所での検認手続きが不要になることなどのメリットが多くある一方で、財産が特定されていないなど遺言書の記載内容が不正確であると、不動産の相続登記等ができないことがあります。

法務局は保管の際に遺言書の形式的な確認をしますが、内容面についての確認や相談に応じることはできませんので、法律的に有効な遺言書ではない場合が生じてしまいます。

安心して保管制度を利用するためにも、事前に専門家にご相談されることをお勧めします。

